



中野区長定例記者会見資料

<記者会見項目>

- 1 子ども相談室の開室
- 2 中野区生活応援事業及びプレミアム付商品券事業(案)の実施
- 3 もの忘れ検診の実施
- 4 新たな公共交通サービスの導入
- 5 イベント等情報《別紙》



子ども相談室の開室

「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな救済及び子どもの権利保障を図るため、「中野区子どもの権利救済機関」を設置し、子どもからの具体的な相談を受けられる窓口となる「子ども相談室」を開設した(23区で3番目)。

▼対象 区内在住・在学・在勤等の原則 | 8歳未満
(子どもの権利に関わることであれば、家族などまわりの大人も相談可)

▼開設時期 2022年9月1日から

▼開設時間 月曜日から土曜日までの午前11時～午後7時
(祝日、年末年始を除く)

▼開設場所 教育センター分室 (野方1-35-3) 3階

▼相談受付方法
直接来所するほか、電話・メール・手紙で受け付け

▶電話： 相談専用ダイヤル (通話無料) 0120-463-931

▶メール： kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

▶手紙： 〒165-0027 野方1-35-3 子ども相談室あて



▼具体的な相談内容など詳しくは区HPをご覧ください

「中野区子どもの権利に関する条例」(2022年4月1日施行)

子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまちをつくることを宣言。

●具体的な推進のため、以下の2つの附属機関を設置

▼中野区子どもの権利委員会(2022年6月)

子ども施策を推進するための基本となる計画及び子ども施策を検証する。

- ▶委員構成：区民、学識経験者等10名 ▶委員任期：2年
- ▶委員会の役割：区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べる
 - ① 子どもの権利の保障の状況に関すること
 - ② 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
 - ③ その他区長が必要と認めること

▼中野区子どもの権利救済機関(子ども相談室)(2022年9月)

子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図る。
子どもが必要な相談ができるよう窓口を設置し、相談・調査専門員を配置

- ▶救済委員：学識経験者3名 ▶委員任期：2年
- ▶委員の役割：
 - ① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること
 - ② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること
 - ③ 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること
 - ④ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること
 - ⑤ ③の要請および④の意見の内容を公表すること
 - ⑥ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

中野区生活応援事業及び プレミアム付商品券事業(案)の実施

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、急激な物価上昇など生活必需品の高騰が生活を圧迫している状況を踏まえ、区民の生活応援及び地域経済の活性化を図るため、中野区生活応援事業及びプレミアム付商品券事業(案)を実施する。

▼中野区生活応援事業

「東京都生活応援事業」の補助金を活用し、キャッシュレス決済によるポイント還元事業として実施する。

- ▶ 対象：中野区内対象店舗で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」により代金を支払った方（利用者が区内在住・在勤・在学であることは問わない）

▼プレミアム付商品券事業(案)

キャッシュレス決済によるポイント還元事業を補完するデジタルデバイス対応事業として紙のプレミアム付商品券事業を実施する。

- ▶ 対象：区内在住の65歳以上の方（2022年12月1日時点住民基本台帳登録者）

中野区生活応援事業

- ▼実施期間 (第1回) 2022年10月1日から10月31日まで
(第2回) 2022年12月1日から12月14日まで

▼第1回概要

- ▶ 対象店舗：区内の中小PayPay加盟店（大手チェーン等を除く）
- ▶ 還元率：30%
- ▶ 1人あたりのポイント付与上限：1決済あたり上限3,000円、期間内総額6,000円

▼第2回概要

- ▶ 対象店舗：区内のPayPay加盟店（大手チェーン等を含む）
- ▶ 還元率：15%
- ▶ 1人あたりのポイント付与上限：1決済あたり上限1,000円、期間内総額4,000円

▼還元総額 6億円

▼還元方法 期間中、対象店舗で代金の支払いを行った日から起算して30日後にポイントを付与する。

▼利用者支援 スマートフォン等の操作に不慣れな方を支援（デジタルデバイド対応）

- ・利用者向け説明会の実施
- ・相談窓口・コールセンターの設置

プレミアム付商品券事業(案)

本事業は、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を補完するデジタルデバйд
対応事業として、高齢者（65歳以上の区民）を対象に実施する。

▼実施期間 2023年1月10日から3月31日まで

▼販売等の概要

- ▶ プレミアム率 20%の上乗せ
- ▶ 発行形態 500円券12枚つづり1セット（券面額合計6,000円）を5,000円で販売
- ▶ 券種等 1セット（12枚）の中で2種類の券種構成とする
 - ①中野区商店街連合会正会員店舗のみ使用可：8枚
 - ②大型店舗等特別会員を含めた全会員店舗で使用可：4枚
- ▶ 購入上限 1人につき2セット（販売額1万円）まで
- ▶ 購入場所 区内郵便局（予定）
- ▶ 購入方法 販売窓口にて、中野区から届く引換券と本人確認書類を持参して購入
- ▶ 発行者等 発行者：中野区商店街振興組合連合会／販売協力者：中野区商店街連合会

▼使用可能な店舗 区内共通商品券取扱店舗（約1,100店舗）

▼各店舗の換金期間 2023年1月10日から2023年4月28日まで

もの忘れ検診の実施

認知機能検査や医師の問診をもとに認知症の早期発見と対応につなげるため、もの忘れ検診を実施する。

▼対象

区内在住で、2023年3月31日時点で

- ① 75歳の区民の方【申込不要。受診券を一斉送付（8月23日）】
- ② 70歳から74歳までの区民の方【申込制】

申込方法：直接または郵送で、中野区役所6階4番 地域包括ケア推進課まで

▼概要

- ▶ 実施場所 区内医療機関52か所
- ▶ 実施期間 2022年9月1日から2023年2月28日まで
- ▶ 検診費用 無料

【問合せ】 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課長 鈴木
電話番号 03-3228-5403

▼検診内容

- ・セルフチェックリストを活用したスクリーニング（中野区独自項目を追加）
- ・問診
- ・認知機能検査

▼検診後のフォロー

- ・検診実施機関による専門医療機関への紹介

認知症の疑いがあった場合は、専門医療機関（中野区・杉並区・新宿区内の7専門医療機関）を紹介する。

- ・中野区による支援

- ▶ 地域包括支援センターや認知症支援コーディネーター、認知症初期集中支援チームによる継続的な相談支援を行う。
- ▶ オレンジカフェや高齢者会館などの活動や交流場所を紹介する。
- ▶ 介護サービスの利用勧奨を行う。
- ▶ 検診結果を共有するなど、かかりつけ医等と連携する。

新たな公共交通サービスの導入に向けた実証実験

区民にとって快適で利便性の高い公共交通ネットワークの充実を目指し、利用者の移動ニーズに応じた最適なネットワーク構築に向け、新たな公共交通サービスの導入に関する実証実験を行う。

▼運行計画の概要

- ▶車両 定員12名（座席10、乗務員席2）
- ▶運賃 普通運賃（1乗車）大人200円、小児100円
- ▶ルート 若宮・大和町地域（距離1周7.2km） ※次ページ参照

▼運行事業者

関東バス株式会社（企画提案公募型事業者選定方式による公募）

▼実証実験期間（予定）

2022年10月から2023年3月まで

▼今後のスケジュール

- 2022年 9月頃 地域への実証実験周知（オープンハウス形式）、バス停設置工事
- 10月頃 実証実験の開始
- 2023年 1月頃 実証実験の中間評価

実証実験の運行計画

車両

- ① 車種 : トヨタ自動車 ハイエースコミューター
- ② 台数 : 2台
- ③ サイズ : 全長 5.38m、全幅 1.88m、高さ 2.285m
- ④ 仕様 : ステップ付(乗降口)、ディーゼル車
- ⑤ 定員 : 12名(座席 10、乗務員席 2)
- ⑥ 運行情報 : バスロケシステム搭載
車両位置や所要時間等の最新の運行情報を提供。スマートフォン等を利用して、リアルタイムに運行状況を確認することが可能。



- ⑦ 車両イメージ :

運賃

- ① 普通運賃 : 1乗車 大人…200円(税込み)
小児…100円(税込み)
- ② 支払方法 : 現金又は交通系ICカード
- ③ 割引制度

関東バス定期券	: 無料
乳児	: 無料
幼児	: 無料*
障害者	: 普通運賃の半額

乳児(1歳未満) 幼児(1歳以上~6歳未満) 小児(小学生以下)
*: 小学生以上に同伴する幼児2名まで
- ④ 1日乗車券 : 大人…600円 小児…300円
 - ・関東バス路線との乗り継ぎが可能
 - ・交通系ICカードのみ購入可能

その他(運行車両に係る移動等円滑化基準の適用除外)

車両が運行する経路は道路が狭く勾配があり、中・大型バスでの運行が困難であるため、以下について移動等円滑化基準の適用除外の認定を受ける。

- ① 乗降口のスロープ
- ④ 通路の手すりの間隔
- ② 車いすスペース
- ⑤ 運行情報提供設備等
- ③ 通路の幅

4-③ 新たな公共交通サービスの導入に向けた実証実験

運行ルート

- ① 起終点：
[01]白鷺一丁目バス停
- ② 距離（1周）：
7.2 km
- ③ 運行時間：
午前9時～午後8時
- ④ 運行間隔：
20分～30分
- ⑤ 路線名称：
（仮称）
中野区実証実験運行・
若宮大和町循環
- ⑥ バス停名称：
下表のとおり



01	白鷺一丁目（既存）	05	大和町三丁目（既存）	09	若宮二丁目	13	若宮三丁目アパート（鷺ノ宮駅南口）
02	阿佐谷北六丁目（既存）	06	大和区民活動センター	10	鷺宮区民活動センター分室	14	白鷺一丁目第4アパート
03	東原（既存）	07	若宮一丁目	11	白鷺一丁目第37アパート（白鷺せせらぎ公園前）		
04	お伊勢の森（既存）	08	みつわ通り	12	白鷺二丁目（既存）		

2022年9月1日



中野区長定例記者会見資料

<イベント等情報>

○なかの里・まちマルシェ（物産展）

9月6日（火曜日）、9月7日（水曜日）

○RUN伴+なかの 2022

9月17日（土曜日）

○災害時における協定の締結



なかの里・まちマルシェ（物産展）



3年ぶりの開催!

新鮮野菜や特産品が大集合!

なかの里・まちマルシェ

9/6・7

時間 10:00-16:00
(両日も売り切れ次第終了)

場所 中野区役所正面玄関前
(中野4-8-1)

農産物・野菜など

- ▶ 福島県喜多方市
生鮮野菜、喜多方ラーメン ほか
- ▶ 山梨県甲州市
シャインマスカット、ぶどう各種
- ▶ 茨城県常陸太田市(※6日のみ出店)
生鮮野菜、梨 ほか
- ▶ 千葉県館山市
1日目:ジビエ製品(レザー・ベトナムフード)
2日目:生鮮野菜、やきそば ほか
- ▶ 群馬県みなかみ町(※6日のみ出店)
生鮮野菜、果物 ほか

お酒

- ▶ 中野酒販協同組合
各種お酒



▲詳しくは、区HPをご覧ください

 

【主催・問合せ先】中野区 区民部 産業振興課 商業係
☎03-3228-5591

RUN伴+なかの 2022

RUN 伴+なかの2022 今年も伴に前へ進もう!

認知症と 伴に!

「認知症でも認知症でなくても同じ!」

2022年9月17日(土)

中野区内のオレンジカフェ(認知症カフェ)を、タスキをつなぎながらゴールの中野区役所をめざします。

参加申し込み先 ご不明な方は各コースリーダー★印まで。

北コース

- えこも亭 03-5318-3711
- 気まぐれカフェ ゆうあい 03-3389-5576
- オレンジカフェ ラナイ★ 080-3533-9220
- オレンジカフェ アロハ 03-5318-9220

南1コース

- オレンジカフェ とんぼ★ 090-7244-0091
- 小淀ホームスマイルcafé 03-3366-6511
- オレンジカフェ 土屋 03-6310-7308

南2コース

- おしゃべりカフェ 090-3540-3321
- 陽だまりの輪 03-3311-2955

西コース

- オレンジカフェ さぎのみや 090-9672-6585
- ミカン ライブラリー 03-5356-5447
- オレンジカフェ なごみ★ 080-3171-4578

ゴール 中野区役所



協賛企業】富士見台さくら歯科・NPO法人ピクニックケア・ラナイ相談支援事業所・武蔵野療園・なごみ訪問看護
なごみ薬局・ユースタイルラボトリー株式会社・マザース中野・スタジオセル・江古田の森・小淀ホーム
連絡先】中野区オレンジカフェ連絡会 RUN 伴実行委員会 03-6657-9325 (NPO法人ピクニックケア宮原)

災害時における協定の締結

▼目的

災害時に積極的、効率的な協力が得られるよう、あらかじめ協力内容等について協議し、災害時の応急対策等を迅速かつ円滑に実施する。

▼災害時における緊急物資輸送等に関する協定

- (1) 締結先：佐川急便株式会社関東支社（江東区東雲二丁目13番32号）
- (2) 主な協定内容：

- ▶ 物資等の輸送、保管
- ▶ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
- ▶ 緊急物資輸送等に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給
- ▶ 物資輸送拠点運営における人員の派遣

- (3) 協定締結予定日：9月～10月

▼災害時の歯科医療救護活動についての協定（再協定）

- (1) 締結先：一般社団法人東京都中野区歯科医師会（中野区中野二丁目14番17号）
- (2) 主な再協定内容：

- ▶ 医事紛争の処理に関する記載を追記
- ▶ 歯科救護活動により生じた第三者に対する損害に関する賠償方法等の記載を追記

- (3) 協定締結予定日：9月